

随意契約の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約責任者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
											公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
2022事業年度における会計監査人候補者名簿掲載者の選定	独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部長 石垣 宏毅 東京都渋谷区西原2-49-11	R5.1.13	有限責任監査法人トーマツ	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング	5010405001703	契約の性質又は目的が一般競争に付することができないことから、有限責任監査法人トーマツとの随意契約とした。 (会計規程第34条第2項第一号)	8,140,000	8,140,000	100%	0	-	-	-	
33 NPU電池システムの劣化状況診断	独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部長 石垣 宏毅 東京都渋谷区西原2-49-10	R5.1.13	(株)菱光社	東京都江東区豊洲5-4-9	2010001060370	契約の性質又は目的が一般競争に付することができないことから、(株)菱光社との随意契約とした。 (会計規程第34条第2項第一号)	3,410,000	3,410,000	100%	0	-	-	-	
32 大型高出力X線透視装置の定期点検	独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部長 石垣 宏毅 東京都渋谷区西原2-49-10	R5.1.13	ポニー工業(株)	大阪府大阪市中央区北久宝町2-3-6	7120001089333	契約の性質又は目的が一般競争に付することができないことから、ポニー工業(株)との随意契約とした。 (会計規程第34条第2項第一号)	1,122,000	1,122,000	100%	0	-	-	-	
令和5・6年度化審法連絡システムの運用保守	独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部長 石垣 宏毅 東京都渋谷区西原2-49-10	R5.1.20	(株)セック	東京都世田谷区用賀4-10-1	1010901028918	契約の性質又は目的が一般競争に付することができないことから、(株)セックとの随意契約とした。 (会計規程第34条第2項第一号)	8,845,012	8,845,012	100%	0	-	-	-	
JIS規格に係るJSAライブラリサーバの使用におけるネットワークライセンス(購入)	独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部長 石垣 宏毅 東京都渋谷区西原2-49-11	R5.1.23	(一財)日本規格協会	東京都港区三田3-13-12 三田MTビル	9010405010460	契約の性質又は目的が一般競争に付することができないことから、(一財)日本規格協会との随意契約とした。 (会計規程第34条第2項第一号)	6,239,904	6,239,904	100%	0	-	-	-	
36 輸送振動試験装置用3軸加速度センサー 5式	独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部長 石垣 宏毅 東京都渋谷区西原2-49-10	R5.1.23	(株)東京測器研究所大阪営業所	大阪府大阪市中央区上本町西5-3-19	6010701006533	契約の性質又は目的が一般競争に付することができないことから、(株)東京測器研究所大阪営業所との随意契約とした。 (会計規程第34条第2項第一号)	4,374,700	4,374,700	100%	0	-	-	-	
34 ウォーターミスト消火装置のシリンダー交換	独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部長 石垣 宏毅 東京都渋谷区西原2-49-10	R5.1.24	(株)ニチボウ	東京都品川区東五反田1-9-5	1010701007444	契約の性質又は目的が一般競争に付することができないことから、(株)ニチボウとの随意契約とした。 (会計規程第34条第2項第一号)	1,386,000	1,386,000	100%	0	-	-	-	
化合物データベースの提供	独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部長 石垣 宏毅 東京都渋谷区西原2-49-10	R5.1.24	(一社)化学情報協会	東京都文京区本駒込6-25-4 中層ビル	3010005016763	契約の性質又は目的が一般競争に付することができないことから、(一社)化学情報協会との随意契約とした。 (会計規程第34条第2項第一号)	1,421,200	1,421,200	100%	0	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。